

関労働基準監督署からのお知らせ

1,10月1日から7日までは『令和6年度 全国労働衛生週間』です!

推してます みんな笑顔の 健康職場

労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自 主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和 25 年から毎年実施して おり、今年で75回目になります。

この機会に自主的な労働衛生管理活動の大切さを見直し、積極的に健康づくりに取り組むと ともに、労使協力のもと、以下の事項についての実施をお願いします。

事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視

労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示

労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰

有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高 揚のための行事等の実施

詳しくは、中央労働災害防止協会の特設サイトをご確認ください。

【特設サイト】https://www.jisha.or.jp/campaign/eisei/index.html

2, 岩手県最低賃金の改正予定について 時間額 952 円』(今和6年10月27日発効予定)

~~確認しよう最低賃金!使用者も、労働者も、お互いに~~

岩手県最低賃金は、時間額 952 円に改正され、令和 6 年 10 月 27 日に発効予定となっています。

すべての事業主は、その雇用する労働者(パート労働者・アルバイト等を含む)に、最低賃 金以上の賃金を支払わなければなりません。

賃金締切日に関らず、発効日以降の賃金は時間額 952 円以上の賃金とする必要があり、 日給、月給の場合には、1時間当たりの賃金に換算して確認する必要があります。

時間額への換算方法など、ご不明な点は、岩手労働局労働基準部賃金室または当署までお 問い合わせください。

最低賃金には、岩手県内すべての事業場に適用される「岩手県最低賃金」と特定の産業に適用される「特定 (産業別)最低賃金」がありますが、<mark>今回の岩</mark> <mark>れます</mark>のでご注意ください。なお、今後「特定(産業別)最低賃金」が改正されて岩手県最低賃金を上 回る場合は、岩手県最低賃金より高い「特定(産業別)最低賃金」が適用されることになります。

また、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の 引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する『<mark>業務改善助成金</mark>』が拡充さ れているほか、『<mark>働き方改革推進支援助成金</mark>』などの各種助成金を準備しており ますので、ぜひご活用ください。

詳しくは、岩手労働局 HP の雇用環境・均等室のページからご確認ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu naiyou/koyoukintou.html

3,10月は『年次有給休暇取得促進期間』です。

年次有給休暇は、働く方の心身のリフレッシュを図ることを目的として、原則として、労 働者が請求する時季に与えることとされています。しかし、同僚への気兼ねや請求すること へのためらい等の理由から、取得率が低調な現状にあり、年次有給休暇の取得促進が課題と なっています。

厚生労働省では、年次有給休暇を取得しやすい環境整備を推進するため、10月を「年次し 有給休暇取得促進期間」としています。

【特設サイト】https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/

4. 過労死等防止対策推進シンポジウムが開催されます!(参加無料)

~~過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ~~

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命や心身の健康 が損なわれ、深刻な社会問題となっています。本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなら れた方のご遺族にもご登壇をいただき、過労死等防止対策推進法施行から 10 年、改めて過労死 等の現状や課題、防止対策について考えます。

時;11月14日(木) 13:30~15:30





夏季死亡災害ゼロ 101 日運動は目標を達成しました! 残り3か月、死亡災害ゼロ継続を目指し、安全対策の徹底をお願いします。











手**県最低賃金が時間額** 952 **円に改正されます!**(令和6年10月27日発研定) ~~確認しよう最低賃金!使用者も、労働者も、お互いに~~



報告樣式改正

所:岩手教育会館2階 多目的ホール(盛岡市大通一丁目 1-16) 問 合 先;(株)プロセスユニーク 電話;0570-080082 (ナビダイヤル) 専用HP;https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/

5. 労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます

事業者は、労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、労働安全衛生法第 100 条 (労働安全衛生規則第 97 条)の規定に基づき所轄労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出する必 要がありますが、災害発生状況をより的確に把握すること等を目的として、今般、労働者死傷病報告 の報告事項が改正 1 され、提出方法も原則電子申請での提出 2 となりました。令和7年1月1日 以降に提出される労働者死傷病報告から適用になります。

1 追加事項は以下のとおりです。

事業の種類;日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択 被災者の職種;日本標準**職業**分類から該当する小分類項目を選択 傷病名及び傷病部位;該当する傷病名及び傷病部位を選択 災害発生状況及び原因;5つの記入欄にそれぞれの項目に沿って記入 国籍・地域及び在留資格;該当する国籍・地域及び在留資格を選択(外国人労働者の場合)

2 電子申請を行う端末等を所有していないなど、電子申請を行う環境が整っていない場合は、経過措置として、 当分の間は現行と同様に書面による報告を行うこともできます。

令和7年1月1日より、労働者死傷病報告のほか、以下の報告も電子申請が義務化されます。 これらの報告には、入力支援サービスをご活用ください。 ■総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告

- ■定期健康診断結果報告
- ■心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告 ■有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- ■有機溶剤等健康診断結果報告 ■じん肺健康管理実施状況報告

6. 令和6年8月末現在における労働災害の発生状況について

(前年同期比較 - 30 件、 - 26.3%) 休業 4 日以上の死傷災害(新型コロナを除く) 84 件

> 112 **件** " - 21 **件、** - 15.8**%**) (新型コロナを含む)

うち、死亡 0 件 ± 0件)

令和6年8月末現在における死傷災害(新型コロナウイルス感染症によるものを除く)は 84 件で、**前年同期から - 30 件 - 26.3%と大幅に減少**し、また、死亡災害は発生していま せん。(新型コロナウイルス感染症によるものを含むと 112 件で、前年同期から-21 件 - 15.8%の減少。)

業種別(コロナ除く)では、 製造業 23 件(前年同期比 - 2 件 - 8.0%)、 建設業 16 件 保健衛生業 12 件(同±0 件±0.0%)、 (同 - 4 件 - 20.0%)、 商業 11 件(同 - 1 件 -運輸交通業8件(同-1件-11.1%)等であり、保健衛生業を除き総じて減少傾向 となっており、特に接客娯楽業は、1件(-12件-92.3%)と大きく減少しています。

「墜落・転落」20件(同23.8%。同+1件+5.3%)、 事故の型別では、 成比 21.4%。前年同期比 - 20 件 - 52.3%)、「動作の反動・無理な動作」9 件(同 10.7%。 同+2件+28.6%)、「激突」8件(同9.5%。同+6件+300.0%)、「激突され」7件(同 8.3%。同 - 4 件 - 36.3%)及び「交通事故」7 件(同 8.3%。同 + 5 件 + 250.0%)、 れ・こすれ」5件(同 6.0%。 同 + 2件 + 28.6%)等となっていますが、7月末までは最多 であった「転倒」を「墜落・転落」が逆転し、「激突」「切れ・こすれ」「交通事故」「動作の反動・ 無理な動作」が増加しています。

転倒災害が前年同期に比べて半減している 労働災害が減少している要因としては、 前年に多発していた「飛来・落下(9件 3件)」「崩壊・倒壊(6件 2件)」「はさま れ・巻き込まれ(9 件 4 件)」と減少していることが考えられますが、一方では増加して いる事故の型についての対策が強く求められます。

当署では、令和6年における労働災害防止に係る目標を、

〇全労働災害減少目標 143人以下 〇死亡災害 0人(発生させない)

と定め、目標達成に向けて労働災害防止対策を推進しています。

毎月末時点の災害発生状況は減少傾向を続けており、このまま推移すると前年より大幅に減 少することが見込まれますが、例年年末に向けて増加する傾向があり、特に降雪期を迎えると再 び転倒災害が増加して全体数を底上げすることが懸念されます。

また、死亡災害ゼロ 101 日運動は、皆様にご協力いただいた結果、目標を達成しました。 労働災害はあってはならないものであります。各事業場の皆様におかれましては、労働災害を 発生させないという固い決意の下、労働災害防止対策を着実に実施していただきますようお願 い申し上げます。







災 止 ょ 防 を ~事故の型別で約 3 割を占めている転倒防止対策を徹底しましょう。~